

萩市公告第33号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月26日

萩市長 田 中 文 夫



工事名

濁淵②ー①号準幹線他枝線管渠布設工事

1 入札に付する事項

(1) 工事名

濁淵②-①号準幹線他枝線管渠布設工事

(2) 工事場所

萩市大字椿地内

(3) 工事概要

施 設 概 要			工 事 内 容
公共下水道事業による管渠布設工事			土木一式工事
推進工	本管VPφ200	L=103.00m(路線延長)	
下水道管布設	VUφ200	L=202.50m(路線延長)	
	VUφ150	L=729.30m(路線延長)	
マンホール工	1号人孔	N=21基	
小口径人孔		N=19基	
取付管設置工	VUφ150	N=9箇所	
	VUφ100	N=48箇所	
取付管推進工	VUφ100	N=1箇所	
舗装工	1式		

(4) 工期

令和7年8月下旬から令和8年3月下旬まで(予定)

2 入札参加形態等

入札参加形態は、単体企業とする。

3 入札参加資格の条件

入札に参加できる単体企業は、土木一式工事業について萩市競争入札参加資格を有する者で、次に規定する入札参加資格要件を全て満たしている者とする。なお、5の(1)の適合通知を受けた者であっても、入札時において入札参加資格要件を欠く場合は、入札に参加することができない。

入札参加資格の条件	
共通事項	ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者及び第2項の規定に基づく萩市の入札参加の制限を受けていない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者であること。 イ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生手続開始の決定がなされた後において、萩市競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。 ウ 公告の日から入札日までの間いずれの日においても、萩市競争入札参加者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

	エ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の土木工事業につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、発注工事と同種又は類似の工事について相当な施工実績を有しており、円滑かつ確実な施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が5年未満であっても、これと同等として取り扱うことができる。 オ 次のいずれかに該当しないこと。 (ア) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。 (イ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。 (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
参加資格業種	土木一式工事
施工実績	公共工事の元請として次のア及びイの実績を有すること。 ア 公告の日までの過去10年間に契約金額が3,000万円以上の土木一式工事を完工した実績を有すること。 イ 下水道工事（管渠布設工事）を完工した実績があること。 ※なお、共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、当該共同企業体の出資比率が30%以上で参加した工事に限る。
地域要件	公告の日において、萩市に本店を有していること。
建設業許可	土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
総合評定値	法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、法第27条の29第1項に規定する総合評定値通知（以下「総合評定通知書」という。）で直前の決算に基づく土木一式工事の総合評定値が750点以上であること。

配置技術者	ア 土木工事業に係る法第27条の18に規定する監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、法第26条第5項の国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）を受講した監理技術者（以下「監理技術者」という。）を現場に専任で配置できること。 イ 配置予定技術者を特定できない場合で、複数の候補者（3人を限度とする。）を提出する場合は、全員について提出すること。 ウ 配置予定の技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が原則として3か月以上継続してあること。
-------	---

4 入札参加資格の確認申請の手続

入札に参加を希望する単体企業は、次の書類（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。なお、郵送の場合は、必ず配達証明扱いとすること。（提出期限日必着）

提出書類	1. 入札参加資格確認申請書 2. 総合評定値通知書の写し 3. 建設業の許可通知書の写し 4. 同種・類似工事の施工実績調書 5. 施工実績を証明できるもの（工事発注証明書、工事カルテの写し等。ただし、萩市発注の工事については、確認することができるので証明書の添付は不要） 6. 技術者の資格・工事経験調書及び技術資格者証の写し又は技術者等経歴書
提出期間	令和7年6月26日（木）から 令和7年7月10日（木）まで （土・日、祝日、年末年始を除く 午前9時から午後4時30分まで）
提出場所	萩市契約監理課 山口県萩市大字江向510番地 萩市役所第2庁舎2階

5 入札参加資格の確認結果の通知方法等

(1) 確認結果の通知等

適合・非適合の通知	令和7年7月22日（火）までに行う。
-----------	--------------------

(2) 非適合の理由説明の申出

非適合通知を受けた者は、非適合の理由説明の申出をすることができる。

日 時	非適合通知の日の翌日から7日を経過する日までの、土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時30分まで
場 所	萩市契約監理課 山口県萩市大字江向510番地 萩市役所第2庁舎2階

6 設計図書等の配布期間及び配付方法

設計図書等は、入札参加資格の適合通知を受けた者のみに配布する。

配布期間	令和7年7月22日（火）から 令和7年8月20日（水）まで
配布方法	萩市公式ホームページからダウンロード

7 入札を執行する日時及び場所

日時	令和7年8月21日（木） 午前10時00分
場所	萩市総合福祉センター 3階 大会議室 山口県萩市大字江向510番地

8 入札保証金

免除する。

9 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格のない者の入札
- イ 入札参加資格審査申請において虚偽の申請をした者の入札
- ウ 郵便又は電信による入札
- エ 入札書記載の金額、氏名その他の事項が確認できない入札
- オ 入札書記載の金額を加除訂正した入札及び記名押印の無い入札
- カ 同一の入札者又はその代理人が、同一事項に2通以上の入札をした入札
- キ 同一人が二人以上の入札者の代理人としてした入札
- ク 委任状を持参しない代理人がした入札
- ケ 談合その他不正な行為があったと認められる入札
- コ アからケまでに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

萩市会計規則（平成17年萩市規則第44号）第92条の規定により、定められた予定価格の制限の範囲内に達したもののうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、当該入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合は萩市低入札価格調査制度実施要領に基づき決定する。

11 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、萩市会計規則第107条に契約保証金に代えて提供できる担保として規定する国債又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、萩市会計規則第106条第1項第1号及び第2号に規定する工事履行保証契約又は市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

12 支払条件

支払条件は次に規定するとおりとする。ただし、支払条件に関する詳細は、萩市工事請負規則（平成17年萩市規則第49号）のとおりとする。

(1) 前金払

- ア 前金払の有無
有り
- イ 前金払の額
契約金額の10分の4以内の額で1万円未満の端数は切り捨てる。

(2) 中間前金払

- ア 中間前金払の有無
- 部分払いとの選択

(3) 部分払

- ア 部分払の有無
- 中間前払いとの選択
- イ 部分払の回数
- 3回以内

13 その他

- (1) この公告に関する入札参加資格審査申請において虚偽の申請をした場合は、萩市競争入札参加者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (2) 申請書及び資料の作成並びに申込みに係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された申請書及び資料は返却しない。
- (4) この公告についての問い合わせは、萩市契約監理課（電話0838-25-3317）にすること。